

Q 車等を利用して通院に要した費用は

A

労災保険法第 13 条に規定がある療養の範囲の中に、移送費があります。

移送費の支給には、療養の原因である病気やけがにより移動が困難であるなどの保険者が認める要件を満たさなければなりません。

その他移送には、業務上災害の際に医師の指示による転院や、病院への「通院」も含まれています。

労災保険から移送費として通院費用が支給されるのは、傷病労働者の居住地または勤務地からおよそ 4 Km の範囲内にある傷病の診療に適した指定医療機関へ通院する場合で、交通機関の利用距離（居住地と勤務地の間は除く）が片道 2 Km を超える通院になります。

請求方法は、「療養補償給付たる療養の費用請求書」に、その費用に要した額を証明できる書類（領収書）を添付して、所轄労基署に提出します。

なお、自家用車を利用した場合には、その距離に応じて走行 1 Km につき 37 円で算定した額となります（昭 53.7.6 基発第 3 8 386 号）。ただし、傷病労働者の所属する事業場が所有する車を使用して行われた移送は、給付の対象外です。